

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

早島町は、かつて干拓とい草の町として栄え、現在は交通の要衝として町北部には流通団地が立地しており県内有数の物流拠点として栄えている。

また、近年、人口はほぼ横ばいで推移しているが、高齢化が進展しており、近い将来、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると長い歴史を経て形成された産業基盤が失われかねない状況である。このような中、独自の取組として町内事業者に対して「早島町中小企業応援補助金」等を講じてきたが、引き続き町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更なる経済発展をしていくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

早島町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が早島町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の関連設備については、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらないため、認定の対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

早島町の産業は、早島駅以南の一団の農地や北部の流通業務地区、西部の新産業拠点など広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種については、早島町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が早島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。